

札幌駅前通地下歩行空間における防災支援システム実証実験検討業務に係る提案説明書

1 業務名

札幌駅前通地下歩行空間における防災支援システム実証実験検討業務

2 業務の背景及び目的

「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2015」において、「札幌都心 ICT 基盤整備検討事業」を位置付けており、ICT を活用したまちづくりを通じて、国内外の投資を誘引する魅力・価値を向上させ、都心が北海道・札幌の経済成長を支え、けん引することを目指している。今年度は、「札幌都心における ICT 活用手法検討業務」により、ICT 活用に係る事例調査や ICT 活用手法の検討を行っており、中間報告においては、センサーやカメラ、双方向のデジタルサイネージなどの ICT 機器を活用して人の流れや動作などの情報を集積し、分析することで、札幌の都心で、①「誘客・案内」②「マーケティング」③「防災防犯支援」の3分野への活用が期待でき、特に、歩行者通行量が多い都心部に広がる地下空間において ICT を活用することが効果的であるとの報告がなされている。

札幌駅前通地下歩行空間においては、平成 27 年に接続ビルにおいて火災が発生して以来、指定管理者である札幌駅前通まちづくり(株)や接続ビル関係者において、防災に関する意識が高まっており、具体の取組として、札幌駅前通地区防災協議会(札幌駅前通まちづくり(株)、接続ビル、札幌市などで構成)が立ち上げられ、防災に関するマニュアル策定や避難訓練を実施するなど、防災機能の向上に努めているところである。

防災機能の向上に関する地域の機運が高まっている札幌駅前通地下歩行空間において、防災の取組を ICT を活用して支援するシステムについて実証実験を行い、本格運用につなげていくことは、防災機能を向上させるとともに地域価値を高め、国内外からの投資の呼び込みにもつなげられると考えられる。

本業務は、札幌駅前通地下歩行空間における防災の取組を支援するため、ICT を活用した防災支援システムの検討や、システムを活用した実証実験の企画などを行うものである。

3 業務内容

今後、本業務とは別の業務において、①誘客・案内、②マーケティング、③防災防犯支援への活用を行うために、ビッグデータの集積・活用を実現するセンサーなどの ICT 機器を設置する想定である。

本業務における「防災支援システム」とは、上記 ICT 機器を活用し、札幌駅前通地区防災協議会(札幌駅前通まちづくり(株)、札幌駅前通地下歩行空間接続ビル、札幌市などで構成)による災害時の避難誘導や、避難訓練を支援するシステムとする。

(1) 防災支援システムの検討

ア 札幌駅前通地下歩行空間において必要な防災支援システムの機能や仕組みについて検討すること。

イ 防災支援システムの機能を実現するために必要なセンサー等の ICT 機器や配置について検討すること。なお、検討にあたっては、上記①案内・誘客、②マーケティングにも活用できるよう、汎用性が高い内容とすること。

- (2) 札幌駅前通地下歩行空間関係者に対するヒアリングや検討状況の共有
札幌駅前通地下歩行空間の防災センターや札幌駅前通地区防災協議会に対し、防災の取組に関する現状やニーズをヒアリングするとともに、検討状況の共有を行うこと。
- (3) 防災支援システムを活用した実証実験の企画
(1)、(2)で検討した防災支援システムの機能やヒアリング結果を踏まえ、防災支援システムを活用した実証実験の企画を行うこと。
- (4) 上記 ICT 機器設置に係る検討会（2月下旬頃以降、複数回開催することを想定）における本市への支援
上記のとおり、①誘客・案内、②マーケティング、③防災防犯支援に活用できる ICT 機器の設置を進めていく想定であり、今年度は検討会を立ち上げ、必要な ICT 機器や配置について検討を行うこととしている。その検討会において、本市が防災支援システムに必要な ICT 機器や配置について説明・提案を行う際、資料作成や説明を行うなどの支援を行うこと。
- (5) 報告書の作成
平成 29 年 3 月 31 日（金）までに報告書をまとめること。

4 業務規模

- 2,000 千円を上限額とする（消費税及び地方消費税を含む）。
上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 履行期間

契約締結の日から平成 29 年 3 月 31 日（金）まで

6 成果品

- (1) 報告書：A4 縦、カラー両面印刷（枚数制限無し） 5 部
(2) 報告書概要版：A3 横 2 枚以内、カラー片面印刷 5 部
(3) 電子データ：上記報告書の電子データを整理し、電子媒体（CD-R）で 1 組提出

7 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者であること。
(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
(3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事更生法（平成11年第法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

- ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが（1）（2）（3）（4）（5）を満たす必要があることに注意すること。
- ※ 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。
- ※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

8 企画提案を求める項目

(1) 防災支援システムの機能や仕組みの概略について

現時点で考え得る、センサーなどの ICT 機器を活用した避難誘導に効果的と考えられる防災支援システムの機能、その機能を実現するための仕組みの概略について提案すること。提案にあたっては、ICT に精通していない職員でも使用可能な仕組みとするよう考慮すること。また、センサーなどを活用する際における、プライバシーの保護や個人情報の取扱い（取得の有無、取得する場合の個人情報保護法や札幌市個人情報保護条例を踏まえた対応など）について十分に配慮した提案とすること。

効果的と考えられる機能や仕組みについて、複数の案を提案しても構わないこととする。

(2) 必要な ICT 機器の種類や配置イメージについて

上記（1）で提案する機能や仕組みを実現するために必要となる、具体的な ICT 機器の種類や配置イメージについて提案すること。提案にあたっては、前述3-（1）-イのとおり、防災に限らず「誘客・案内」や「マーケティング」にも活用できる汎用性の高いものであり、かつ廉価なものとなるよう考慮すること。また、ICT 機器の機能・能力を鑑み、必要十分な配置イメージとなるよう考慮すること。配置イメージについては、後述9-（6）で示す資料も参考にして提案すること。（契約締結後、本市より詳細の図面を提供したうえで検討を進めていくこととする。）

必要に応じて複数の案を提案しても構わないこととする。

(3) 実証実験の企画の骨子について

現時点で考え得る実証実験の企画の骨子について提案すること。提案にあたっては、実証実験により検証すべき項目及び評価手法についても併せて示すこと。

実証実験の企画の骨子が複数考え得る場合、複数の案を提案しても構わないこととする。

(4) 業務実績、業務体制、業務スケジュールについて

本業務を執行するにあたり、本業務に類似・関係等のある過去の業務実績にはどのようなものがあるか。また、どのような実効性のある執行体制、執行スケジュールを組むつもりか示すこと。

(5) 独自提案事項

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案を行うこと。

9 申込方法

(1) 提出物

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること。(提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること。)

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。(提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。)

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4縦、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似業務等実績一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式4)

オ 企画提案書(A3横、片面印刷、2枚以内、様式自由)

カ 業務費内訳書(積算書)(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(ア) 内訳として、「①直接人件費」、「②直接経費」、「③一般管理費」、「④消費税及び地方消費税」の4項目を記載すること。

(イ) ①、②、③の合計額に対して④を算出すること。

(ウ) ①の内訳として、前述の「3 業務内容」で定める(1)～(5)の5項目について、それぞれ直接人件費を記載すること。

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課(5階南側)

(3) 提出期限

平成 29 年 1 月 17 日 (火) 12 : 00 【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには（○）を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

防災に係る業務、センシングなど ICT を活用した業務、実証実験の企画業務など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 札幌市ホームページ：札幌駅前通地下歩行空間

http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/umall/umall02_network.html

イ 札幌市ホームページ：札幌駅前通地下歩行空間の事業概要

<http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/umall/zigyougaiyou.html>

ウ 札幌市ホームページ：施設平面図

<http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/umall/documents/lheimennzu.pdf>

エ 札幌駅前通まちづくり(株)ホームページ：チ・カ・ホ【札幌駅前通地下広場】

<http://www.sapporo-chikamichi.jp/>

オ 札幌駅前通まちづくり(株)ホームページ：地下広場について（広場案内図）

http://www.sapporo-chikamichi.jp/pdf/layout_all.pdf

カ 「札幌都心における ICT 活用手法検討業務」中間報告概要

※カについては求めに応じ上記（２）提出先にて配布する。

10 問い合わせ

本件に関する問い合わせについては、質問票（様式５）によるものとする。

（１）受付期間

平成 28 年 12 月 20 日（火）から平成 29 年 1 月 17 日（火）12 時まで

（２）質問票の送付

担当者まで電子メールで送付すること。送付の際は、件名に「札幌駅前通地下歩行空間における防災支援システム実証実験検討業務に係るプロポーザルについて」と記載すること。

（３）質問内容の公表

公平を期すため、質問票による質問内容は随時札幌市都心のまちづくりのウェブサイト内（URL：<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/>）にて公開する（質問を行った者の氏名は公表しない）。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「札幌駅前通地下歩行空間における防災支援システム実証実験検討業務」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、後述「12 評価基準」により（１）、（２）のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

（１）一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い 3 件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が 3 件程度以下の場合是一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募者が 1 件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

（２）最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大 3 名までとする。

ウ ヒアリングは 1 者 20 分（説明 10 分、質疑 10 分）を想定し、順次個別に行う。

※ヒアリング時間は変更となる場合がある。

エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。

オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

ア 一次審査（書類審査） 平成 29 年 1 月 18 日（水）

イ 最終審査（ヒアリング） 平成 29 年 1 月 20 日（金）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

12 評価基準

(1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の 6 割を最低基準点と定める。

(2) 一次審査においては、最低基準点を超えた者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。

(3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最終審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が高かった場合、評価の視点（1）、（2）、（3）及び（4）の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。

(4) 企画提案への参加者が 1 社（者）となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
<p>(1) 防災支援システムの機能や仕組みの概略について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導に効果的と考えられる機能や仕組みが提案されているか。 ・ ICT に精通していない職員でも使用可能な仕組みが提案されているか。 ・ プライバシーの保護や個人情報の取扱いについて十分に配慮された提案がされているか。 	20
<p>(2) 必要な ICT 機器の種類や配置イメージについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ センサーなどの具体的な ICT 機器の種類について、避難誘導に必要な機能をもった機器が提案されているか。また、廉価で汎用性の高いものが提案されているか。 ・ ICT 機器の機能・能力を鑑み、必要十分な配置イメージの提案となっているか。 	20
<p>(3) 実証実験の企画の骨子について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1) で提案する防災支援システムの機能の有効性について示すことができる内容が提案されているか。 ・ 実証実験により検証すべき項目及び評価手法について適切な内容が提案されているか。 	20
<p>(4) 業務実績、業務体制、業務スケジュールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務全体を円滑に進められると判断できる十分な業務実績があるか。 ・ 業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。 ・ 本市の求めに応じて、迅速に対応できる体制の提案となっているか。 ・ 業務の目的等を十分に理解した業務体制及び実施方法となっているか。 ・ 実行可能な業務執行スケジュールとなっているか。 	20
<p>(5) 独自提案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、有効な提案となっているか。 	10
<p>(6) 企画提案力について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案書は分かりやすい表現を用い作成されているか。 ・ 企画提案内容についてわかりやすい説明がされているか。 	10
合計	100

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製を含む）。
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む）。
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階）

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：一柳、岩田 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112